

岩手県告示第167号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第17号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 西磐井郡平泉町長島地内
- 2 実施した期間 令和5年11月28日から令和6年2月29日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量